

放牧地等管理業務に係る委託業務処理要領

1 趣旨

この要領は、委託契約書第2条における放牧地等管理業務(以下「委託業務」という。)の処理に適用するものとし、当該委託業務の処理に係る事項は、委託契約書によるもののほか、この要領により処理するものとする。

2 法令等の遵守

乙は、道路交通法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、この業務を処理しなければならない。

3 委託業務の履行

乙は、本要領に基づき、委託業務を完全に履行しなければならない。

なお、本要領に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、委託料の範囲内において迅速かつ的確に実施するものとする。

また、委託業務の遂行に当たっては、別に定める放牧地等管理業務委託に係る防疫指針を遵守しなければならない。

4 委託業務の内容

本委託業務の処理に係る業務区分を次のとおりとし、各業務の実施時期、作業方法・手順、使用機器等の具体的な作業内容は別記仕様書に定める。

- (1)放牧地牧柵管理業務Ⅰ・Ⅱ…別記仕様書Ⅰ
- (2)放牧地ほ場管理業務…別記仕様書Ⅱ
- (3)ふん尿調製管理業務Ⅰ・Ⅱ…別記仕様書Ⅲ
- (4)畜舎等環境整備業務…別記仕様書Ⅳ

5 業務処理計画書

委託契約書第2条第3項に定める業務処理計画書には、次の事項を記載し提出しなければならない。

なお、業務処理計画書を変更したときも同様とする。

- (1)作業要員の構成及び作業命令系統
- (2)作業機械の配置計画
- (3)情報連絡体制(緊急時の対応も含む)
- (4)作業員全員の氏名、住所及び免許・資格
- (5)安全管理、訓練、講習等の具体的計画

6 業務担当員及び業務処理責任者の通知

委託業務を円滑に遂行するため、甲は委託契約書第8条に基づく業務担当員を定め、乙に通知するものとし、乙は、委託契約書第9条に基づく業務処理責任者を定め、様式第1号により甲に通知するものとする。

業務担当員及び業務処理責任者を変更したときも、同様とする。

7 作業要員の明示

乙は、委託業務を円滑に遂行するため、本委託作業に係る作業要員が区別できるよう、服装等により明示するものとする。

8 作業の安全管理

乙は、業務処理計画書に基づき作業要員に対し、安全講習、訓練等を実施し、作業の安全管理に努めなければならない。

また、作業要員の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置するなど過労防止に努めなければならない。

9 作業計画

業務処理責任者は、主要業務の作業期間中は原則として、毎週、作業計画等について業務担当員と打ち合わせを行い、翌月の作業に関わる月間作業計画書(様式第2号)及び翌週の作業に関わる週間作業計画書(様式第3号)を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。

なお、毎週の打合せ日時、場所は別途甲が通知するものとする。

10 作業機械

本業務に使用する作業機械は、乙が準備するものとする。

11 業務用地

委託契約書第12条に基づく委託業務の処理に必要な業務用地は、畜産試験場敷地内とし、仮設物等の設置・撤収に要する経費又は維持管理に必要な光熱水費等の一切の経費は乙の負担とする。

12 支給品等

委託契約書第14条第1項に基づく支給品の品名、数量等及び引渡場所・時期は業務担当員から別途提示する。

なお、乙は引渡を受けた支給品の使用月日、使用量、使用目的、保管数量等を作業日報に記入して報告しなければならない。

13 業務報告

(1)乙は、実施した作業について、委託契約書第15条に基づき、次の書類等を作成し、甲に提出の上、確認を受けなければならない。

ア 毎日その日の作業終了後に提出する作業日報(様式第4号)

イ 主な作業の実施状況が確認できる作業状況写真

ウ 前月の作業に関わる月間作業実績書(様式第2号)

エ 前週の作業に関わる週間作業実績書(様式第3号)

オ その他甲が必要と認めるもの

(2)委託契約書第19条第1項に基づく実績報告は、4の「委託業務の内容」に定める(1)~(4)の業務毎に様式第5号により行うものとし、甲は委託業務の履行状況を審査の上、その結果を乙に通知する。

14 委託料の請求

乙が委託契約書第20条に基づき行う委託料の請求は、4の「委託業務の内容」に定める(1)~(4)の業務毎に各業務終了後、甲の審査を経て行うものとする。

15 要領に定めのない事項

この要領に定めのない事項又は、委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。